

証券コード 7345
2023年6月13日
(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

横浜市西区南幸二丁目20番5号
株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
代表取締役社長 田 中 讓 治

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aipf.co.jp/ir/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイ・パートナーズフィナンシャル」又は「コード」に「7345」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にございます「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時00分（受付開始午前9時30分）
 2. 場 所 横浜市西区南幸二丁目19番9号 TKP横浜ビル
TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口 ホール2 A
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案 当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎招集ご通知の全文は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて公開しております。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知は以下の事項を除いております。従って、本書面は監査報告を作成するに際し監査等委員及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進んだことから内需主導での緩やかな回復の動きがみられたものの、物価高による家計の購買力低下や海外経済の減速、米国の複数の銀行の破綻など、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、欧米を中心にインフレ抑制のための金融引き締めが継続するなど、国内外の金融市場は金融政策の影響を受ける不安定な展開となりました。一方、金融庁は国民が安定的な資産形成を行う環境の整備に向けて、金融機関による「顧客本位の業務運営」を確保するため、リスク性金融商品の販売・管理態勢、顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置付けや顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための中長期的なビジネスモデルのあり方等に関して、モニタリングや対話を実施するなど、金融事業者における顧客本位の業務運営の更なる浸透・定着に向けた取組みを強化しております。

このような環境下、当社グループは、顧客本位の業務運営の進展と所属するIFAの成功支援のため、業務管理体制の強化と媒介する資産残高の増加に注力してまいりました。引き続き、顧客のライフサイクルの伴走者としてワンストップでアドバイスを提供するためのラインナップ拡充に努めるとともに、証券会社の指導に依拠するのみではなく、自社の管理体制を整備し、更なる管理体制の強化・構築に向け継続して取り組んでいるIFA事業者として、金融商品仲介業者の「あるべき管理体制確立」に注力してまいります。

以上の結果、当連結会計年度末の所属IFA数は208名（前年度末比1.9%減、4名減）、媒介する資産残高は240,190百万円（前年度末比0.8%減、1,955百万円減）、金融商品仲介業に係る口座総数は14,948口座（前年度末比7.0%増、979口座増）となりました。IFAにとって厳しい事業環境が継続しているため、廃業する者やシステム使用料の安価なIFA事業者、IFAにとって管理が厳しくないと思われるIFA事業者への移籍が増加していること、契約時期を後ろずらしする動きが顕著となり新規契約が大幅に減少していることから所属IFA数は純減となりましたが、IFA1人あたりの媒介する資産残高は増加しており、所属IFAのクオリティは高まっていると認識しております。

当連結会計年度の業績は、売上高が3,000,131千円（前期比21.2%減、806,836千円減）、営業損失が121,005千円（前期比237,872千円減）、経常損失が120,610千円（前期比230,653千円減）、親会社株主に帰属する当期純損失が131,906千円（前期比196,773千円減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額はリースを含めて39,047千円となりました。その主なものは次のとおりであります。

① 工具器具備品

ア. PC購入	7,362千円
イ. IP電話設備機器	990千円
ウ. 本店 電話LAN工事	962千円

② ソフトウェア

ア. 通話録音システム	2,715千円
-------------	---------

③ リース資産

ア. IP電話設備機器	25,736千円
-------------	----------

なお、これらの所要資金は、全て自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① IFAの満足度向上

当社グループは、IFAが精神的・経済的に充たされていないとお客様重視を実現できないと考えており、当社に所属するIFAの満足度を高めることにより、顧客満足度の維持・向上が図られ媒介する資産残高の増加が見込まれること、既契約IFAからのIFA候補者紹介によりIFA数の増加が見込まれることで、当社グループの収益向上に寄与すると理解しております。そのため、IFAに対して営業ノルマは課さず、IFAに提供するビジネスプラットフォームの付加価値を向上させ、IFAがお客様のために個々の能力や人間性を発揮できる環境、IFAが安心して業務に専念できる環境の提供に努めております。

② 金融サービスのクオリティ向上

当社グループは、IFAのビジネスモデルはIFAがお客様から高い評価を得ることによって成立するものと考えており、IFAが提供する金融サービスのクオリティを高めるサポートを行うことにより、媒介する資産残高が増大し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上が図られると理解しております。そのため、IFAに対する研鑽機会の提供、お客様本位の啓発、ビジネスコンサルティング等のほか、IFA業務支援システムへの投資や商品・サービスの拡充に努めております。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。金融商品仲介業者に求められる管理体制は年々厳しくなっており、事業を拡大するうえで、内部管理体制の強化は不可欠であると理解しております。そのため、証券会社の指導に依拠するのみではなく、自社の管理体制を整備し、更なる管理体制の強化・構築に向け継続して取り組んでいるIFA事業者として、金融商品仲介業者の「あるべき管理体制確立」に努めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第15期 (2020年3月期)	第16期 (2021年3月期)	第17期 (2022年3月期)	第18期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	2,467,009	4,034,438	3,806,967	3,000,131
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	7,408	239,825	110,042	△120,610
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△765	152,984	64,866	△131,906
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△0.28	55.35	20.31	△40.48
総資産 (千円)	656,526	1,117,613	1,205,478	998,649
純資産 (千円)	344,905	494,435	870,673	635,221

(注) 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これに伴い、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第15期 (2020年3月期)	第16期 (2021年3月期)	第17期 (2022年3月期)	第18期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	2,326,263	3,852,944	3,687,737	2,801,391
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△2,631	239,600	119,214	△122,010
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△6,905	155,131	73,602	△129,560
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△2.53	56.13	23.05	△39.76
総資産 (千円)	608,226	1,066,137	1,184,102	947,456
純資産 (千円)	322,468	474,144	859,118	626,012

(注) 1. 第17期より損益計算書において表示方法の変更を行いました。この変更を反映させるため、第15期の売上高より組み替えて表示しております。

2. 当社は、2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、それぞれ株式分割を行っております。これに伴い、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社A I P コンサルタンツ	20,000千円	100.0%	保険代理店業

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、金融商品仲介業を基軸としたIFAによる金融サービスの提供事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、当社と100%出資の連結子会社（株式会社A I P コンサルタンツ）の2社で構成されており、当社はIFAがファイナンシャル・アドバイス業務に専念できるビジネスプラットフォームを提供する金融商品仲介業者として「金融商品仲介業」を展開し、子会社は保険その他お客様の幅広いニーズに対応する「その他金融サービス」を担っております。

(8) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

区分	名称	所在地
当社	本店	神奈川県横浜市
	札幌オフィス	北海道札幌市
	新宿オフィス	東京都新宿区
	新宿第2オフィス	東京都新宿区
	竹橋オフィス	東京都千代田区
	東銀座オフィス	東京都中央区
	浦和オフィス	埼玉県さいたま市
	長野オフィス	長野県長野市
	静岡オフィス	静岡県静岡市
	浜松オフィス	静岡県浜松市
	名古屋オフィス	愛知県名古屋市
	伊勢オフィス	三重県伊勢市
	京都オフィス	京都府京都市
	大阪オフィス	大阪府大阪市
	神戸オフィス	兵庫県神戸市
	姫路・英賀保オフィス	兵庫県姫路市
	加西オフィス	兵庫県加西市
	広島オフィス	広島県広島市
	高松オフィス	香川県高松市
	福岡オフィス	福岡県福岡市
宮崎オフィス	宮崎県宮崎市	
子会社	本店	神奈川県横浜市
	新宿支店	東京都新宿区
	東銀座支店	東京都中央区
	長野支店	長野県長野市
	名古屋支店	愛知県名古屋市
	大阪支店	大阪府大阪市

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業部門の名称	従業員数 (名)	前期末比増減
金融商品仲介業	20 (6)	1名増 (1名増)
保険代理店業	3 (67)	1名増 (2名増)
その他	15 (5)	2名減 (3名増)
合計	38 (78)	増減なし (6名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、()内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員を記載しております。
3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数 (名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (11)	増減なし	48.2歳	3.8年

事業部門の名称	従業員数 (名)	前期末比増減
金融商品仲介業	20 (6)	1名増 (1名増)
その他	13 (5)	1名減 (3名増)
合計	33 (11)	増減なし (4名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（業務委託社員、パートタイマー、派遣社員）は、()内に外数で記載しております。
2. 当社は、「IFAによる金融サービス提供事業」の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員を記載しております。
3. 「その他」として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員数も含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 11,056,000株
(2) 発行済株式の総数 3,418,400株(自己株式227,900株を含む)
(3) 株主数 931名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
石原章太郎	352,800	11.06
中道謙	320,000	10.03
梶弘幸	175,000	5.49
田中讓治	148,000	4.64
株式会社SBI証券	130,900	4.10
諸富滋	88,800	2.78
松波精二	88,000	2.76
光通信株式会社	84,800	2.66
島田和紀	80,800	2.53
塩本かおり	80,000	2.51
守屋顕一	80,000	2.51

(注) 持株比率は自己株式（227,900株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は2022年2月10日開催の取締役会において、2022年4月1日付で当社定款に定める発行可能株式総数を変更すること及び普通株式1株を4株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
株主総会決議日		2019年3月25日	
新株予約権の数		409個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注2)		普通株式 (新株予約権1個につき800株)	327,200株
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注2)		新株予約権1個当たり (1株当たり 155円)	124,000円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	
新株予約権の行使期間		2021年3月26日から 2029年3月25日まで	
新株予約権の行使条件		(注1)	
役員の 保有状況 (注3)	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	88個 70,400株 2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	12個 9,600株 1名

(注) 1. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 2020年12月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
 3. 役員の保有状況については、2023年3月31日現在の状況を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 讓 治	(株)A I P コンサルタンツ取締役
取締役	島 田 和 紀	管理本部長 (株)A I P コンサルタンツ取締役
取締役（監査等委員・常勤）	吉 川 昌 利	税理士
取締役（監査等委員）	上 野 博 史	株式会社博真舎 代表取締役
取締役（監査等委員）	中 川 洋	株式会社マナオクリエーション 代表取締役 有限会社二宮漁場 代表取締役

- (注) 1. 上野博史氏及び中川洋氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、上野博史氏及び中川洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 吉川昌利氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 上野博史氏は、農林水産事務次官等、国家公務員として要職を歴任し、また、国内有数の金融機関の代表理事理事長を務めた経験の他、現在も他社において経営戦略全般に関し助言を行っていることから、組織の統制や企業経営についての豊富な経験と高い見識を有しております。
6. 中川洋氏は、証券アナリストとして企業分析に携わった経験から財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、また、金融機関の役員経験の他、他社の企業経営や監査役にも従事し、企業経営についての専門的な知見と金融機関の役員としての豊富な経験を有しております。
7. 松波精二氏は、2022年6月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）上野博史氏及び中川洋氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。被保険者である取締役及び監査役が、その職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月12日開催の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬等については、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、優秀な経営人材の維持・確保を目的として、外部の客観的なデータや同規模類似企業の報酬支給状況等を参考に決定する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬等としての役員賞与で構成する。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成する。

② 基本報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額は、外部の客観的なデータを参考に役位ごとの役割、責任、貢献度に応じて定める。

③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置付け、各事業年度終了後の決算において、売上高の計画達成率が110%以上かつ税引前当期純利益の計画達成率が130%以上となった場合に支給する。

(5) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。

当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等につきましては、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬の額は監査等委員の協議により決定しております。

(7) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	3名	47百万円	47百万円	—	—
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	20百万円 (10百万円)	20百万円 (10百万円)	—	—
合計	6名 (2名)	68百万円 (10百万円)	68百万円 (10百万円)	—	—

(注) 上記の取締役（監査等委員を除く）の支給人数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおりません。

(8) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）上野博史氏は、(株)博真舎の代表取締役であり、同社は当社の株主であります。当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）中川洋氏は、(株)マナオクリエーション、(有)二宮漁場の代表取締役であります。(株)マナオクリエーション及び(有)二宮漁場と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	上野博史	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、農林水産事務次官や国内有数の金融機関の代表理事理事長等を務めた経験と組織の統制や企業経営についての高い見識を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。 また、上記経験や見識をコンプライアンス・リスク管理委員会や監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。
取締役 (監査等委員)	中川洋	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、証券アナリストとして企業分析に携わった専門的知見と外資系証券会社における役員等の経験を活かし、社外取締役としての客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。 また、上記知見や経験をコンプライアンス・リスク管理委員会や監査等委員会での意見の表明を通して当社の監査等委員監査に活かしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりです。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社グループは、法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、「当社グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」等を定め、職務を執行するにあたり遵守すべき行動基準として全ての役員及び従業員に周知徹底を図る。
 - イ. 当社グループの取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ウ. 当社は、取締役の職務執行を監視する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - エ. 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
 - オ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。また、当社管理本部は、子会社に従業員の業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - カ. 当社グループは、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度運用規程」を定め、通報窓口を設置する。当社グループは、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 当社グループの取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。
 - イ. 当社グループは、「個人情報取扱規程」、「情報システム管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - イ. 当社は、取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社グループは、取締役会を毎月開催し、重要な業務執行に関する意思決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社グループの取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - イ. 当社グループは、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定及び効率的な業務を執行する。
 - ウ. 当社グループは、取締役会を補完する目的で、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長以上の役職者及び内部監査室長、子会社取締役及び子会社監査役で構成される経営会議を毎月実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
 - エ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営管理部が関係会社の取締役会議事録など関係会社の取締役の職務の執行に係る情報を収集し、適時、取締役会等において報告をし、子会社の取締役の職務の執行について監視・監督する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
 - イ. 当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において承認を得た上で執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、当社の関連部門に報告するものとする。
 - ウ. 当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することができるものとする。
 - イ. 任命された監査等委員会補助者がその職務補助を行う際は、当該補助者は監査等委員会の指揮下にあつて、取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会又は子会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社グループの取締役並びに使用人は、監査等委員の求めに応じて、取締役会その他監査等委員が出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告するものとする。
 - イ. 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項につき速やかに報告するものとする。
 - ウ. 監査等委員会は業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧する他、必要に応じて当社グループの取締役並びに使用人に対し、業務執行に関する事項の報告を求めることができる。

- エ. 当社グループは、前項により当社の監査等委員会へ報告した者に対して不利益な取扱いを行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、当社又はその子会社の取締役会、その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- イ. 当社の代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。また、内部監査部門と監査等委員会との連携等により、監査の実効性を高めるための環境整備を行う。
- ウ. 監査等委員である取締役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- エ. 監査等委員である取締役は、管理本部管掌取締役から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- 当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ア. 当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- イ. 当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。
- ウ. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画書を作成し、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用体制を構築するとともに、当該内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2018年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による運営の公平性、透明性及び効率性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

また、当社では、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、当該体制の整備と適正な運用に努めています。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス態勢を見直しました。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、顧問弁護士と連携を図り、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社は、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的にリスク管理委員会を4回開催しました。

また、当社は、当社グループを取り巻くリスクの内容及びその影響度・発生度・重要度、対応方針・対応方法を一覧にしたリスク管理台帳の見直しを適宜行うことで、リスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員である取締役は、経営会議その他重要会議への出席を通じて、内部監査室が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、中長期的に企業価値を高めるとともに、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、事業環境や業績、財務状況等を総合的に勘案した上で、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当社は、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株あたり4円の配当を実施することを2023年5月12日開催の取締役会において決議いたしました。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化に向けて財務体質の強化を図りながら、今後の成長に資する人員の採用やシステムへの投資、IFAビジネスプラットフォームの増強等に有効活用し、当社の競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

(注) 本事業報告中における金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示未満の数値を四捨五入して表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び当期純損失につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	817,695	流 動 負 債	303,716
現 金 及 び 預 金	526,577	買 掛 金	238,481
売 掛 金	247,942	リ ー ス 債 務	7,956
前 払 費 用	23,547	未 払 金	20,896
預 け 金	15,815	未 払 費 用	11,360
そ の 他	3,812	未 払 法 人 税 等	7,805
固 定 資 産	180,954	未 払 消 費 税 等	4,453
有 形 固 定 資 産	71,811	賞 与 引 当 金	8,886
建 物 附 属 設 備	64,048	そ の 他	3,878
工 具 器 具 備 品	52,940	固 定 負 債	59,711
リ ー ス 資 産	39,956	リ ー ス 債 務	24,012
減 価 償 却 累 計 額	△85,134	資 産 除 去 債 務	33,972
無 形 固 定 資 産	2,833	繰 延 税 金 負 債	1,726
ソ フ ト ウ エ ア	2,833	負 債 合 計	363,428
投 資 そ の 他 の 資 産	106,309	(純 資 産 の 部)	
差 入 保 証 金	105,263	株 主 資 本	635,221
そ の 他	1,046	資 本 金	324,342
		資 本 剰 余 金	253,279
		利 益 剰 余 金	185,640
		自 己 株 式	△128,040
		純 資 産 合 計	635,221
資 産 合 計	998,649	負 債 及 び 純 資 産 合 計	998,649

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,000,131
売 上 原 価	2,334,925
売 上 総 利 益	665,206
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	786,212
営 業 損 失	121,005
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 家 賃	268
助 成 金 収 入	952
雑 収 入	92
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	421
株 式 交 付 費	60
支 払 手 数 料	438
経 常 損 失	120,610
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	120,610
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,650
法 人 税 等 調 整 額	4,645
当 期 純 損 失	131,906
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	131,906

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	323,942	252,878	334,284	△40,432	870,673	870,673
当期変動額						
新株の発行	400	400	－	－	800	800
剰余金の配当	－	－	△16,738	－	△16,738	△16,738
自己株式の取得	－	－	－	△87,608	△87,608	△87,608
親会社株主に帰属 する当期純損失	－	－	△131,906	－	△131,906	△131,906
当期変動額合計	400	400	△148,644	△87,608	△235,452	△235,452
当期末残高	324,342	253,279	185,640	△128,040	635,221	635,221

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社A I P コンサルタンツ

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

a 商品

主として先入先出法

② 固定資産の減価償却の方法

i) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却しております。

ii) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

iv) 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

- ③ 引当金の計上基準
- i) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- i) 金融商品仲介業
金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。
なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
 - ii) システム使用料
システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月額利用料を収益として認識しております。
なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
 - iii) 保険代理店業
保険代理店業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。
なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度より、従来「販売費及び一般管理費」に計上しておりました「営業報酬」を「売上原価」として計上する方法に変更しております。この変更は、営業社員の歩合制営業報酬の計算方法を毎月の売上高に対応するよう一部見直したことを踏まえ、「売上原価」として計上することが業務の実態をより適切に表すと判断したためであります。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産	61千円
繰延税金負債	1,788千円

連結貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正し見積っております。当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

(2) 資産除去債務

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

資産除去債務	33,972千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、本店及びIFAオフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。資産除去債務の計上にあたっては、過去の実績に基づく原状回復費の見込額、使用見込期間等の仮定を用いております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	853,200株	2,565,200株	－株	3,418,400株

(変動事由の概要)

2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割したことによる増加 2,559,600株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 5,600株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	16,300株	211,600株	－株	227,900株

(変動事由の概要)

2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割したことによる増加 48,900株
2022年3月14日の取締役会決議による自己株式の取得 91,300株
2022年11月11日の取締役会決議による自己株式の取得 71,400株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2022年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の額 16,738,000円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月14日

(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は、当該株式分割前の1株当たり配当額で記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2023年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の額 12,762,000円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 4円
- ・ 基準日 2023年3月31日
- ・ 効力発生日 2023年6月14日

なお、配当金の原資については利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 152,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、所要資金を自己資金により賄っております。余裕資金は安全で流動性の高い普通預金で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先である証券会社及び保険会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、全て1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年8ヶ月後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当社は、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

イ. 資金調達に係る流動リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価につきましては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりです。
(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
リース債務（※2）	31,968	31,619	△349
負債計	31,968	31,619	△349

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(※2) 1年以内に返済予定のリース債務が含まれております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	526,577	—	—	—
売掛金	247,942	—	—	—
預け金	15,815	—	—	—
合計	790,335	—	—	—

2. リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	7,956	8,106	7,214	5,200	3,489	—
合計	7,956	8,106	7,214	5,200	3,489	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	31,619	—	—
合計	—	31,619	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
金融商品仲介業	2,539,154
システム使用料	254,397
保険代理店その他	206,579
顧客との契約から生じる収益	3,000,131
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,000,131

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 [1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] (3)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	199円10銭
1株当たり当期純損失	40円48銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

資産除去債務

① 当該資産除去債務の概要

当社グループは、本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を主として5～15年と見積もり、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の利回り（主として0.0～0.5%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	34,317千円
時の経過による調整額	10千円
資産除去債務の履行による減少額	△355千円
期末残高	33,972千円

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	747,430	流動負債	261,670
現金及び預金	460,291	買掛金	206,880
売掛金	244,954	リース債務	7,956
前払費用	23,208	未払金	21,811
預け金	15,815	未払費用	7,292
その他	3,160	未払法人税等	6,642
固定資産	200,025	未払消費税等	1,230
有形固定資産	73,559	賞与引当金	7,736
建物附属設備	63,283	その他	2,119
工具器具備品	61,354	固定負債	59,773
リース資産	39,956	リース債務	24,012
減価償却累計額	△91,035	繰延税金負債	1,788
無形固定資産	2,833	資産除去債務	33,972
ソフトウェア	2,833	負債合計	321,443
投資その他の資産	123,633	(純資産の部)	
関係会社株式	17,324	株主資本	626,012
差入保証金	105,263	資本金	324,342
その他	1,046	資本剰余金	253,279
		資本準備金	244,342
		その他資本剰余金	8,936
		利益剰余金	176,431
		利益準備金	1,526
		その他利益剰余金	174,905
		繰越利益剰余金	174,905
		自己株式	△128,040
		純資産合計	626,012
資産合計	947,456	負債・純資産合計	947,456

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,801,391
売 上 原 価	2,186,176
売 上 総 利 益	615,214
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	743,767
営 業 損 失	128,553
営 業 外 収 益	
受 取 家 賃	2,843
助 成 金 収 入	952
経 営 指 導 料	3,600
雑 収 入	66
	7,462
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	421
株 式 交 付 費	60
支 払 手 数 料	438
	919
経 常 損 失	122,010
税 引 前 当 期 純 損 失	122,010
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,487
法 人 税 等 調 整 額	2,062
当 期 純 損 失	129,560

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	323,942	243,942	8,936	252,878
事業年度中の変動額				
新株の発行	400	400	—	400
剰余金の配当	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	400	400	—	400
当期末残高	324,342	244,342	8,936	253,279

	株 主 資 本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
繰越利益 剰余金						
当期首残高	1,526	321,203	322,730	△40,432	859,118	859,118
事業年度中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	800	800
剰余金の配当	—	△16,738	△16,738	—	△16,738	△16,738
自己株式の取得	—	—	—	△87,608	△87,608	△87,608
当期純損失	—	△129,560	△129,560	—	△129,560	△129,560
事業年度中の変動額合計	—	△146,298	△146,298	△87,608	△233,105	△233,105
当期末残高	1,526	174,905	176,431	△128,040	626,012	626,012

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法
によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償
却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定
額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
契約期間に応じた均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上
しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び
当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりでありま
す。

- ① 金融商品仲介業
金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買
の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足され
ると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。
なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素
は含まれておりません。
- ② システム使用料
システム使用料にかかる収益については、IFAとの契約に基づくプラットフォームの提
供業務であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に
基づき月額利用料を収益として認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常当月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

当事業年度より、従来「販売費及び一般管理費」に計上しておりました「営業報酬」を「売上原価」として計上する方法に変更しております。この変更は、営業社員の歩合制営業報酬の計算方法を毎月の売上高に対応するよう一部見直したことを踏まえ、「売上原価」として計上することが業務の実態をより適切に表すと判断したためであります。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した額
繰延税金負債 1,788千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。課税所得は中期経営計画の前提となった数値を経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の状況（過去における中期経営計画の達成状況、予算など）と整合的に修正見積っております。当該見積りには過去の手数料実績、IFAの契約実績及び問合せ状況、媒介する資産残高の推移等による仮定を用いております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りによるため、課税所得の将来予測に影響を与える変化が生じた場合には繰延税金資産の回収可能性が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすことが考えられます。

(2) 資産除去債務

① 当事業年度の計算書類に計上した額
資産除去債務 33,972千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表に記載した事項と同一であることから記載を省略いたします。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	681千円
短期金銭債務	3,603千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	39,733千円
営業取引以外の取引高	6,175千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(自己株式に関する事項)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	16,300株	211,600株	－株	227,900株

(変動事由の概要)

2022年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割したことによる増加 48,900株
2022年3月14日の取締役会決議による自己株式の取得 91,300株
2022年11月11日の取締役会決議による自己株式の取得 71,400株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	2,323千円
資産除去債務	10,203千円
未払事業税	1,171千円
未払事業所税	232千円
繰越欠損金	35,209千円
その他	△251千円
繰延税金資産小計	48,889千円
評価性引当額	△48,889千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,788千円
繰延税金負債合計	△1,788千円
繰延税金負債の純額	1,788千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)	科目	期末残高
子会社	株式会社 A I P コンサル タツ	神奈川県 横浜市	所有 直接100%	インフラ設備等の購入	当社のインフラ整備、保守、広告用マテリアルの作成等	27,719	未払金	2,044
				従業員の出向	従業員の出向	4,547	未収入金	341
					従業員の出向受入	10,325	未払金	745
				オフィスの賃貸	オフィスの賃貸	2,575	前受金	220
				顧客の紹介	顧客の紹介	1,839	売掛金	10
					顧客の紹介	4,788	未払金	593
	経営指導料	経営指導料	3,600	未収入金	330			

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引価格については、価格交渉の上、市場実勢価格を見て決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	196円21銭
1株当たり当期純損失	39円76銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

資産除去債務

① 当該資産除去債務の概要

当社は、本店及び各オフィスについて賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を主として5～15年と見積もり、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の利回り(主として0.0～0.5%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	34,317千円
時の経過による調整額	10千円
資産除去債務の履行による減少額	△355千円
期末残高	33,972千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 猿渡裕子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田部秀穂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類にかかる会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 猿渡裕子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田部秀穂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・パートナーズフィナンシャルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要なオフィスにおいて業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社アイ・パートナーズフィナンシャル 監査等委員会
常勤監査等委員 吉川昌利 ㊟
監査等委員 上野博史 ㊟
監査等委員 中川洋 ㊟

(注) 監査等委員 上野博史及び中川洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> たなか じょうじ 田中 譲治 (1957年2月21日生)	1979年4月 大和証券株式会社入社 1987年1月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店入社 1992年10月 UBS証券会社東京支店入社 1998年8月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2002年8月 IFAとして独立 日興コーディアル証券株式会社 (現SMB C日興証券株式会社) とのIFA委任契約締結 2005年2月 有限会社インテグリティ取締役就任 2009年2月 株式会社アイ・ブレーション (現当社) 入社 2009年3月 当社取締役就任 2012年5月 当社専務取締役就任 2014年5月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2015年1月 株式会社AIPコンサルティング取締役就任 2015年9月 株式会社アイ・パートナーズホールディングス設立 取締役就任 2016年1月 同社代表取締役就任 2016年1月 株式会社AIPコンサルティング代表取締役就任 2018年3月 株式会社AIPコンサルティング代表取締役辞任 同社取締役就任 (現任)	148,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>しま だ かず のり</small> 島 田 和 紀 (1970年12月14日生)	1993年 4月 日興証券株式会社 (現S M B C日興証券株式会社)入社 2017年 4月 当社入社 2017年 4月 株式会社A I Pコンサルタント取締役就任 (現任) 2017年 6月 当社取締役就任 (現任) 2018年 4月 当社管理本部長就任 (現任)	80,800 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中譲治氏は、自身のIFA経験を通して事業に関する豊富な知識と経験を有し、当社グループの主力事業である金融商品仲介業の伸長に深く関与しております。また、グループ全社に対するリーダーシップを存分に発揮し、IFA候補者の開拓、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っていることから、中長期の成長戦略の実現に必要な不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。
3. 島田和紀氏は、前職証券会社において長年にわたりIFAビジネスの推進及び管理に携わっており、事業に関する豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後、経営戦略や管理、財務、資本政策等を統括し、その実績と豊富な経験に加え、企業経営に関する幅広い知見を有していることから、当社グループの企業価値向上に必要な不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認されますと各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第2号議案 当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件

監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたし、ご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権といたします。対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額38百万円以内（そのうち監査等委員である取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、年額8百万円以内）といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年76,000株以内（そのうち監査等委員である取締役に對して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年16,000株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

第1号議案が原案通り承認可決された場合、本制度の対象となる監査等委員でない取締役は2名、監査等委員である取締役は1名となります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員でない取締役については指名報酬諮問委員会の諮問・答申を経て取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

また、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、監査等委員でない取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本報酬額改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

本制度は、以下に記載のとおり上記の目的に沿うよう設計されているため、その内容は相当なものであると考えております。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分(以下「交付」といいます。)し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役会が定める日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

2. 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

3. 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記2. の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

第18回定時株主総会会場ご案内図

日時： 2023年6月28日（水曜日） 午前10時00分（午前9時30分より受付開始）

場所： 神奈川県横浜市西区南幸二丁目19番9号 TKP横浜ビル

TKPガーデンシティPREMIUM横浜西口 ホール2A



<交通のご案内>

「横浜駅」西口より徒歩7分（JR線・京急線・東横線・みなとみらい線）

「横浜駅」西口より徒歩6分（相鉄本線）

「横浜駅」9出入口より徒歩4分（横浜市営地下鉄ブルーライン）

<お願い>

駐車場の用意がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。